

令和7年1月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時：令和7年1月14日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

① 承認第1号 専決処分の承認について

② 議案第1号 四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について

5 協議事項

6 報告事項

① 学期始めにおける児童生徒の出欠状況について

② 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について

7 その他

① 今後の日程について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	浜田 章克、 今西 浩一、 長森 伸一、 真城 和也

承認第 1 号

専決処分の承認について

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号）第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 7 年 1 月 14 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

專 決 書

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１８年四万十町教育委員会規則第４号）第３条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和6年12月27日

四万十町教育長 山脇 光章

記

学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第９条第２項の規定に基づき、令和６年●月●日付けで申請のあった区域外就学について、令和６年●月●日付け６四
 教学第５４０号により●●●●教育委員会に協議する。

- [illegible]

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 【抜粋】

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

（区域外就学等）

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

(令和4年四万十町教育長訓令第1号)

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

議案第 1 号

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 1 月 1 4 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

十川小学校	小野 久保川 大道 十川 戸川 古城 地吉 十和川口 広瀬 井崎
-------	-------------------------------------

」を「

十和小学校	小野 久保川 大道 十川 戸川 古城 地吉 十和川口 広瀬 井崎
-------	-------------------------------------

」に、「

十川中学校	十川小学校下
-------	--------

」を「

十和中学校	十和小学校下
-------	--------

」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 9 令和 7 年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。

休校する学校名	通学すべき学校名
昭和小学校	十和小学校

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前												
○四万十町立小学校の通学区域に関する規則 平成18年3月20日教育委員会規則第19号 (略) (通学区域) 第2条 町内小学校及び中学校の通学区域は、別表のとおりとする。 (略) 附 則 (施行期日)	○四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 平成18年3月20日教育委員会規則第19号 (略) (通学区域) 第2条 町内小学校及び中学校の通学区域は、別表のとおりとする。 (略) 附 則 (施行期日)												
1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。	1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。												
2 ～ 7 〈略〉	2 ～ 7 〈略〉												
8 令和6年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。	8 令和6年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。												
<table><tr><td>休校する学校名</td><td>通学すべき学校名</td></tr><tr><td>興津小学校</td><td>東又小学校</td></tr></table>	休校する学校名	通学すべき学校名	興津小学校	東又小学校	<table><tr><td>休校する学校名</td><td>通学すべき学校名</td></tr><tr><td>興津小学校</td><td>東又小学校</td></tr></table>	休校する学校名	通学すべき学校名	興津小学校	東又小学校				
休校する学校名	通学すべき学校名												
興津小学校	東又小学校												
休校する学校名	通学すべき学校名												
興津小学校	東又小学校												
9 令和7年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。													
<table><tr><td>休校する学校名</td><td>通学すべき学校名</td></tr><tr><td>昭和小学校</td><td>十和小学校</td></tr></table>	休校する学校名	通学すべき学校名	昭和小学校	十和小学校									
休校する学校名	通学すべき学校名												
昭和小学校	十和小学校												
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）												
<table><tr><td>学校名</td><td>通学区域</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>十和小学校</td><td>小野 久保川 大道 十川 戸川 古城 地吉 十和川口 広瀬 井崎</td></tr></table>	学校名	通学区域	〈略〉	〈略〉	十和小学校	小野 久保川 大道 十川 戸川 古城 地吉 十和川口 広瀬 井崎	<table><tr><td>学校名</td><td>通学区域</td></tr><tr><td>〈略〉</td><td>〈略〉</td></tr><tr><td>十和小学校</td><td>小野 久保川 大道 十川 戸川 古城 地吉 十和川口 広瀬 井崎</td></tr></table>	学校名	通学区域	〈略〉	〈略〉	十和小学校	小野 久保川 大道 十川 戸川 古城 地吉 十和川口 広瀬 井崎
学校名	通学区域												
〈略〉	〈略〉												
十和小学校	小野 久保川 大道 十川 戸川 古城 地吉 十和川口 広瀬 井崎												
学校名	通学区域												
〈略〉	〈略〉												
十和小学校	小野 久保川 大道 十川 戸川 古城 地吉 十和川口 広瀬 井崎												

改正後					改正前				
昭和小学校	里川	浦越	茅吹手	津賀	野々川	昭和	大井川		
	河内								
<略>		<略>			<略>				
十和中学校	十和小学校	十和小学校下			十和小学校下				
昭和中学校	昭和小学校	昭和小学校下			昭和中学校				

【改正の理由】

「四万十町立昭和小学校」は、令和7年4月1日に「四万十町立十川小学校」と統合することとなっています。

また、この統合に合わせて、校名を「十川小学校」から「十和中学校」に、「十川中学校」から「十和中学校」に変更することとしており、「四万十町立小学校及び中学校設置条例（平成18年四万十町条例第166号）」の改正を行ったところです。

今回の規則改正については、「昭和小学校」の通学区域にある児童が通学すべき学校を統合先の「十和小学校」とするためのものであり、合わせて、校名変更に伴う改正も行うこととしています。

なお、今回の改正による「昭和小学校」の通学区域にある児童が通学すべき学校の規定（附則の改正規定）については、「昭和小学校」の休校期間中の取扱いを定めるものであり、廃校となった際には、改めて通学区域の変更を行います。